令和２年度固定資産縦覧帳簿の縦覧について

下記のとおり、土地または家屋の評価額等を記載した「縦覧帳簿」を縦覧することができます。
これにより納税者が他の土地・家屋の評価額を見ることができ、自分の土地・家屋の評価が適正かどうか確認することができます。

■ **縦覧できる方**
土地または家屋の固定資産税納税者

■ **期 日**
令和２年 **4** 月 **1** 日～ **6** 月 **25** 日まで
午前８時30分から午後５時15分（土日祝日を除く）

■ **場 所**
役場庁舎内　総務課

■ **お問い合わせ**
総務課総務グループ（税務担当）
３３－２１１１（内線35）

自動車税の住所変更をお忘れなく

自動車税は、毎年４月１日現在の登録に基づいて課税される税金です。

■**引越しで住所が変わったときなどは、運輸支局で変更登録をしてください。**
次の場合は運輸支局で登録手続きが必要です。
・**住所が変わったとき（変更登録）**　・**自動車を売買したとき（移転登録）**
・**自動車を使用しなくなったとき（抹消登録）**
令和２年度の自動車税納税通知書を確実にお届けするために、３月中に手続きをお願いします。

■**変更登録が間に合わないときは･･･**
札幌道税事務所にご連絡いただくか、道税ホームページから自動車税の住所変更手続きが可能です。

▶**札幌道税事務所自動車税部　☎０１１－７４６－１１９７**

知ってますか？　道の「苦情審査委員」制度

●道が行った業務や制度の内容を審査する制度が、「北海道苦情審査委員」制度です。
●皆さん自身の利害にかかわる苦情であれば、「苦情審査委員」に申し立てができます。
●皆さんに代わって、「苦情審査委員」が公正で中立的な立場から、必要な調査等を行います。
●審査の結果、道の業務に不備な点や制度に問題があるときは、道の関係機関に是正や改善を求めます。
●もちろん、個人情報の保護にも十分配慮します。
①苦情申立の窓口は、道庁の『道政相談センター』か各総合振興局（振興局）の総務課です。
②苦情申立書の付いたリーフレットを用意しています。
③ホームページからでも申立書を用意しています。
→道トップページ「総合案内」の道政相談等の窓口
→「２　苦情審査委員の窓口」の道政に関する苦情申し立ては、北海道苦情審査委員へ
→４苦情申し立てについて（申立書はこちら）
④申し立て方法は、「苦情申立書」に必要な事項を記入し、提出してください。
また、郵送、ファックス、メールでも申し立てができます。
⑤問い合わせ先
・北海道総合政策部知事室道政相談センター　〒０６０－８５８８ 札幌市中央区北３条西６丁目
ＴＥＬ：０１１－２０４－５５２３　ＦＡＸ：０１１－２４１－８１８１
メール：kujyou.koueki@pref.hokkaido.lg.jp
・各総合振興局（振興局）総務課

名誉町民 神薮 武 氏
日本赤十字社金色有功章受章

前町長で名誉町民の神薮武氏が、日本赤十字社の「金色有功章」を受章し、2月20日に役場を訪れ、町長から伝達されました。

これは、永年赤十字事業の推進に協力し、多大な貢献をされた方を対象に日本赤十字社から表彰されるものです。

神薮氏は、町長の在任中3期12年にわたり日赤秩父別分区長として、災害用救援車両や天幕といった、災害救護装置の整備に力を尽くされました。

消費生活モニターを募集しています

北海道では、物価の安定を維持し、道民生活の安定と向上を図るため、消費生活モニターによる価格調査や状況調査等を行い、取りまとめた結果を公表しています。

つきましては、秩父別町でも次のとおり令和２年度の消費生活モニターを募集しますので、消費者行政に興味のある方は、どうぞお気軽にご応募ください。

●応募資格

（１）秩父別町にお住まいの満 20 歳以上の方（令和２年４月１日現在）であって、日常生活のため地域の商品（食品、日用雑貨等）およびサービス（クリーニング、理美容等）の購入を継続して行っている方

（２）原則として、北海道が主催する消費生活モニター研修会および消費生活地域協議会に出席できる方

（３）１年を通して継続できる方（令和２年４月１日～令和３年３月 31 日）

●モニターの主な業務

（１）生活必需品の価格および出回り状況の月例調査（毎月１回、10 日前後）

（２）商品およびサービスの表示等についての調査（年４回程度）

（３）アンケートに回答（年１～２回程度）

（４）その他必要に応じ意見等の提出

●募集人員

１名（応募者の多い場合は選考します）

●謝礼金等（予定額）

月額 1,650 円（年額 19,800 円）※調査実績による

北海道が主催する研修会の出席に要する費用　※北海道の規程による

（価格調査等に係る交通費の支給はありません）

●応募方法

所定の申込書に必要事項を記載の上、下記まで提出してください。

郵送・FAX・メール・持参いずれも可。申込書は町ＨＰと役場産業課窓口に設置しています。

●申込締切

令和２年３月 13 日（金）

お問い合わせ　役場産業課産業グループ　電話：３３－２１１１ 内線 62
ＦＡＸ：３３－３４６６　メール：sangyouka @ chippubetsu.jp